

特に多かった指摘事項についての補足

1. 暫定ケアプランについて

要介護認定の新規申請、区分変更申請等において、認定結果が出る前にサービスを提供する場合、要支援又は要介護の認定結果を見込んだ上で作成する「暫定ケアプラン」が必要です。

暫定ケアプラン作成にあたっては、以下の点を確認してください。

<暫定ケアプランが必要となる場合の例>

- 新規の利用者で認定結果が出る前（＝申請中）に、サービスの利用が必要となる場合
- 利用者の状態が悪化する等し、認定の有効期間の途中で区分変更を行う場合
- 要介護更新認定の結果が更新認定開始日よりも後になる場合

<暫定ケアプラン作成にあたっての確認事項>

- 暫定サービス利用の際には、トラブルを未然に防ぐ意味も含め、必ず、利用者（家族）に、利用者負担の変更の可能性について説明してください。
- 暫定ケアプラン作成にあたっては、業務の順序について拘束するものではありませんが、一連の業務が必要です。一連の業務とは、アセスメント、ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議の開催、ケアプランの説明及び同意、ケアプランの交付をいいます。
- 暫定ケアプラン作成時のアセスメントにおいて、認定結果確定後、利用者の状況等に變化がなければ、再度、アセスメントを行う必要はありません。
- 暫定ケアプランを交付しているとしても、そこには、認定情報（第1表「認定日」「認定の有効期間」、第2表「目標、援助内容の期間」）等が記載されていないため、確定ケアプランとみなすことはできません。必ず、認定結果確定後に確定プランを作成し、利用者及びサービス提供事業所に交付してください。

2. モニタリングについて

ケアマネジャーは、居宅サービス計画の作成後、特段の事情が無い限り、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。

特段の事情なく利用者の居宅を訪問・利用者とは面接していない場合は、居宅介護支援費が減算となります。この「特段の事情」とは、利用者側に起因する事情のことを指し、ケアマネジャー側に起因する事情は当たりません。

<「特段の事情」に当たる例>

- 訪問予定日の利用者の都合が悪くなった。調整したが利用者の都合がつかず、やむを得ず翌月に入ってから訪問した。
- 訪問予定前に利用者が入院。月末もそのまま入院中だった。
- 緊急でショート利用。月末過ぎても利用が続くため自宅訪問の機会がなく、ショート先に訪問した。

<「特段の事情」に当たらない例>

- 訪問予定日に担当ケアマネジャーがインフルエンザ感染（この様な場合は同事業所の他のケアマネが一時的に替わって担当する等で対応するべき）。

「特段の事情」がある場合は、「特段の事情」を居宅介護支援経過等に記録する必要があります。

3. 居宅介護支援の業務の記録について

居宅介護支援業務について適切に行われていない場合で、国が定める減算基準（別紙）に該当する場合、居宅介護支援費が減算となります。適切に行われていたとしても、行った事実を記録していない場合は行われていない場合と同様に扱われます。

計画作成時のアセスメント、計画についての利用者への説明・同意や居宅サービス計画の利用者・サービス担当者への交付等、行ってはいるが記録がされていないケースが多々見受けられますので、計画書の記載内容を改めて確認いただけますようお願いいたします。